

建設工事関連業務に係る 契約約款の改正について

平成22年4月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約管理課

岩見沢市が発注する建設工事関連の業務委託契約について、平成22年4月から、下記事項を改正した約款を標準書式として使用いたします。

これに伴い、業務の履行に関して受託者が指定する責任者等の名称及び職務が従前と異なる場合がありますので、事前に確認のうえ業務に着手していただくようお願いいたします。

記

1 契約約款の区分

業務の区分	改正前	改正後
設計等の業務	同一の書式を使用	設計等の業務の書式
その他の業務		その他の業務の書式

(注1)「設計等の業務」とは、設計、測量及び建設コンサルタント業務

(注2)「その他の業務」とは、「設計等」以外の建設工事関連業務

2 受託者が指定する業務に関する責任者・技術者の名称及び職務

(1) 設計等の業務

名 称：主任技術者

主な職務：業務の技術上の管理を行うこと及び発注者との連絡調整

その 他：設計図書に指示があったときは、成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者（主任技術者との兼務不可）を指定してください。

(2) その他の業務

名 称：業務処理責任者

主な職務：業務の処理全般を統括すること及び発注者との連絡調整